

議案第61号

墨田区みどりコミュニティセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年9月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区みどりコミュニティセンター条例の一部を改正する条例

墨田区みどりコミュニティセンター条例（平成7年墨田区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「き損」を「毀損」に改める。

第12条第3号中「の利用」を「を利用すること」に改める。

第17条第3項第2号中「発揮」の次に「することが」を加える。

別表集会室の項及び会議室の項中「2,200円」を「2,400円」に、「2,900円」を「3,100円」に改め、同表和室の項中「5,500円」を「6,000円」に、「6,600円」を「7,200円」に改め、同表発声練習室の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表多目的ホールの項中「6,600円」を「7,200円」に、「7,900円」を「8,600円」に、「220円」を「240円」に、「100円」を「110円」に改め、同表スタジオの項中「3,400円」を「3,700円」に、「4,000円」を「4,400円」に、「220円」を「240円」に、「100円」を「110円」に改め、同表トレーニング室の項中「220円」を「240円」に改め、同表付帯設備の項中「1,500円」を「1,600円」に改め、同表付記2中「使用」を「利用」に、「1」を「付記1」に改め、同表付記に次のように加える。

- 3 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表（多目的ホールの貸切りでない場合、スタジオの貸切りでない場合、トレーニング室及び付帯設備に係る部分を除く。）に定める額（付記1の規定による額を含む。）に当該額の5割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料金については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の上限額を改定するとともに、新たに区民外料金を設ける必要がある。